

(案)

設備修繕契約書

沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下「甲」という。）が次の設備の取替修繕を依頼し、（以下「乙」という。）がこれを行うことについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

件名：沖縄県立中部病院南病棟防煙防火ダンパー取替修繕

第1条 作業期間、場所、業務内容、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 作業期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 2 場 所 沖縄県立中部病院
- 3 業務内容 別記特記仕様書参照
- 4 契約金額 ¥ （うち取引にかかる消費税額¥ ）
- 5 契約保証金額 契約締結の際は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額の100分の10以上の金額を納付すること。（ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかに該当する場合は免除する。）

第2条 乙は取替修繕を完了し、目的物の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引き渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものはすべて乙の負担とする。

- 2 乙は甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は立ち会いをしないときは検査の結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく対応しなければならない。

第5条 乙は上記取替修繕の目的物の引き渡し後1年間は契約の内容に適合しないものが発見された場合、速かに無償で補修し、又はこれを取り替える責任を負わなければならない。

- 2 乙が契約の内容に適合しないものの補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生じさせることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第6条 乙は天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願い出は、履行期限までにしなければならない。
- 3 甲は第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し第8条の違約金を免除することができる。

第7条 契約金額は、検査の完了後甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第8条 乙は、履行期限までに甲の注文した取替交換作業又は注文した品の納品を終了しないときは、違約金を遅滞日数に応じ、未済部分の金額に対し沖縄県財務規則（昭

和 47 年 5 月 15 日規則第 12 号) 第 109 条第 1 項に規定する割合で計算した額の違約金を甲に納付しなければならない。

第 9 条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第 10 条 甲は必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は取替修繕を中止させることができる。

第 11 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第 12 条 乙はこの契約について、契約事項に明示されていない事項でも、取替交換作業上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手が前各号のいずれかに該当することを知りながら当該者と契約をしたと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

第 14 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員等から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第 15 条 乙は労働基準法、最低賃金等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

第 16 条 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第17条 乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

第18条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則を守るものとし、もし疑義を生じたときは甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院長 玉城 和光

乙